

第3章 倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒

1 調査及び懲戒手続の概要

倫理法等に違反する行為に関する調査及び懲戒は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、一義的には任命権者が行うこととされているが、厳正な処分が行われるよう、また、府省間での均衡を著しく欠いた処分が行われないよう、倫理法において、倫理審査会の一定の関与の下にその手続が行われる旨の定めがなされている。また、規則22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）において倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準が、規則22-2（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）において倫理法等違反に係る調査及び懲戒の手続の細目が、それぞれ定められている。

これらの規定に基づき、任命権者が職員に倫理法等に違反する疑いのある行為があったと料する場合には、任命権者により、倫理審査会に端緒報告がなされ、調査が実施される。倫理審査会では、必要に応じ、任命権者と共同して調査を実施するほか、特に必要があると認めるときは、自ら単独で調査を実施できることとなっている。

調査の結果、任命権者が職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならず、倫理審査会では、違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうか判断している。また、倫理審査会が自ら単独で調査を実施したときは倫理審査会自らが懲戒処分を行うことができることとなっている。

倫理法等違反に関する情報は、投書、電子メール、電話等で倫理審査会に寄せられるほか、各府省からの連絡や新聞報道等からも得ている。倫理審査会では、これらの情報を点検し、必要に応じ、自ら又は任命権者に依頼して内容を確認するための予備的な調査を行い、その結果、倫理法等に違反する疑いのある行為があったと料される場合に、倫理法等に基づく調査及び懲戒手続を開始することとなる。

2 倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

(1) 調査及び懲戒処分等の件数

平成23年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は14件、前年度から継続して調査が行われた事案は7件であった。これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは6件で合計13人（停職2人、減給5人、戒告6人）（2（2）参照）であり、各府省の内規による訓告・嚴重注意・注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは11件で合計14人であった（1件の事案の中で複数の職員が違反行為を行い、懲戒処分、矯正措置の両方が行われたものは1件あり、懲戒処分件数及び矯正措置件数のそれぞれに計上している。また、懲戒処分を受け又は矯正措置が講じられた職員の数には、平成24年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等予定の者2人を含む。）。また、平成23年度の調査が平成24年度に継続された事案は5件であった。

これらを前年度と比べると、新たに開始された調査件数で10件、懲戒処分件数で8件、矯正措置件数で1件、それぞれ減少している（表4）。

なお、倫理法が全面施行された平成12年4月から平成23年度末までの間に、倫理法等に違

反する行為があることを理由として懲戒処分を受けた職員は429人（免職63人、停職31人、減給104人、戒告231人）、矯正措置が講じられた職員は516人であった（平成24年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等予定の者8人を含む。）。

表4 調査及び懲戒処分等の件数等の推移

（単位：件、人）

項目	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	累計 (平成12～23年度)
	調査開始事案数		34 <6>	58 <6>	18 <5>	24 <5>	14 <7>
処分等件数（人数）		32 (159)	57 (267)	16 (30)	21 (61)	16 (27)	252 (945)
懲戒処分件数（人数）	懲戒処分件数（人数）	27 (83)	30 (94)	10 (21)	14 (28)	6 (13)	166 (429)
	免職	11 (11)	6 (9)	4 (4)	4 (6)	0 (0)	50 (63)
	停職	1 (1)	8 (9)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	24 (31)
	減給	9 (17)	7 (36)	2 (3)	2 (2)	4 (5)	49 (104)
	戒告	13 (54)	17 (40)	6 (13)	8 (19)	3 (6)	81 (231)
矯正措置件数（人数）		14 (76)	38 (173)	8 (9)	12 (33)	11 (14)	132 (516)

- (注) 1 < > は前年度からの継続事案数（外数）を表す。
 2 1事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに計上しているため、懲戒処分及び矯正措置の合計件数は処分等件数と一致しない。
 3 1事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合はそれぞれの種類ごとに計上しているため、内訳（免職等）の合計件数は懲戒処分件数と一致しない。

(2) 倫理法等違反事案の概要

平成23年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は表5のとおりである（平成24年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等予定の者2人を含む。）。

表5 平成23年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から無償で役務の提供を受け、共に遊戯し、倫理監督官に届け出ず1万円を超える自己の飲食費用を負担し共に飲食し、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待又は財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第4号、第7号、第5条第1項及び第8条違反）	減給3月 （俸給の月額 の1/10） （1人）	国税庁の地方支分部局の職員1人が、行政指導の相手方として利害関係者である事業者との間で、倫理監督官に届け出ずに4回にわたり自己の飲食費用として1万円を超える金額を負担し共に飲食したほか、1回共にパチンコをし、さらに、上記飲食等の際、3回にわたり送迎させ無償で役務の提供を受けたもの。 また、利害関係者以外の事業者との間で、8回にわたり飲食の供応接待（うち1回19,400円ほかは金額不明）を受けたほか、上記飲食の際を含め、少なくとも13回にわたり送迎を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待又は財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
2	利害関係者から物品の贈与を受け、共に旅行をした事案（倫理規程第3条第1項第1号及び第8号違反）	減給3月 （俸給の月額 の2/10） （1人）	法務省の地方支分部局の職員1人が、許認可等の相手方として利害関係者である事業者から飲料物の提供（数百円程度）を受け、さらに、共に海外旅行をしたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
3	利害関係者から金品の贈与を受け、無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受け、つけ回しをし、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号、第4号、第6号及び第5条第1項、第2項違反）	停職6月 （1人） 減給3月 （俸給の月額 の1/10） （1人） 戒告 （4人）	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係者である事業者から、香典として現金の贈与（10,000円）を受け、中元・歳暮として7回にわたり贈答品の贈与（合計21,000円～28,000円相当）を受け、同事業者と共に飲食した際、45回にわたり供応接待（合計174,963円～178,963円）を受け、上記飲食の際、4回にわたりタクシー券の利用の提供（合計4,000円相当）を受け、1回、往路において同事業者の従業員が運転する車両に同乗し無償で役務の提供を受けたほか、6回にわたり私的な飲食の代金（合計24,000円相当）を同事業者に負担させたもの。さらに、同事業者が利害関係者に該当しない期間において、同事業者から8回にわたり供応接待（合計32,000円相当）を受け、その際、3回にわたりタクシー券の利用の提供（合計4,500円相当）を受けたほか、歳暮として1回、贈答品の贈与（3,000円～4,000円相当）を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けたもの。 また、別の職員3人が、契約の相手方として利害関係者である同事業者から、それぞれ、6回、5回又は4回にわたり供応接待（それぞれ合計、28,000円、20,000円又は14,000円）を受け、同職員のうち1人及び別の職員1人が、中元・歳暮としてそれぞれ9回又は2回にわたり贈答品の贈与（それぞれ合計、27,000円又は6,000円相当）を受けたもの。また、別の職員1人が利害関係者以外の同事業者から、中元・歳暮として13回にわたり贈答品の贈与（合計39,000円相当）を受け、3回にわたり供応接待（合計12,000円相当）を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けたもの。 さらに、上記職員のうち1人が、契約の相手方として利害関係者である別の事業者から、季節の贈り物として3回にわたり贈答品の贈与（合計9,000円～15,000円相当）を受けたほか、上記職員のうち別の1人が、契約の相手方として利害関係者である別の事業者2社から、それぞれ10枚ずつビール券の贈与（合計13,480円相当）を受けたもの。 なお、他の職員2人については、行為の態様等を考慮し、懲戒処分は行われず、矯正措置が講じられた。
4	利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号違反）	減給4月 （俸給の月額 の1/10） （2人） 戒告 （1人）	林野庁の地方支分部局の職員2人及び農林水産省の地方支分部局の職員1人（行為時は、林野庁の地方支分部局に勤務）が、契約の相手方として利害関係者である事業者と飲食を共にした際、それぞれ、12回、16回又は1回にわたり飲食の接待（それぞれ合計、90,000円、120,000円又は14,000円相当）を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
5	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第5条第1項違反）	停職3月 （1人）	警察庁の職員1人が、利害関係者以外の事業者の役員から、プリペイド式携帯電話1台を無償で譲り受け、同事業者のほか利害関係者以外の別の事業者の役員らから、計7回の機会にわたり、飲食、情交、宿泊の提供を受け、さらに、上記飲食等の際、3度にわたり送迎を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与（合計約548,435円相当）を受けたもの。
6	利害関係者から金銭の贈与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号違反）	戒告 （1人）	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、許認可等、補助金等及び立入検査等並びに事業の発達、改善及び調整に関する事務の相手方として利害関係者である事業者から東日本大震災で被災したことに対する見舞金として現金2万円の贈与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。

また、倫理法等に違反する行為があったものの、当該違反行為の態様等に照らし、懲戒処分は行われず、矯正措置が講じられた事案は、10件で合計12人であり、調査の結果明らかとなった違反行為は、次のとおりである。

- ・ 贈与等報告書を提出しなかったもの（倫理法第6条第1項違反）1件1人
- ・ 利害関係者から物品の贈与を受けたもの（倫理規程第3条第1項第1号違反）1件1人
- ・ 利害関係者から物品の贈与、無償で不動産の貸付け及び飲食の供給接待を受けたもの（倫理規程第3条第1項第1号、第3号及び第6号違反）1件1人
- ・ 利害関係者から無償で役務の提供を受けたもの（倫理規程第3条第1項第4号違反）4件5人
- ・ 利害関係者から無償で役務の提供を受け、倫理監督官に届け出ず1万円を超える自己の飲食費用を負担し共に飲食し、又は利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの（倫理規程第3条第1項第4号、第5条第1項及び第8条違反）1件2人
- ・ 利害関係者から飲食等の供給接待を受けたもの（倫理規程第3条第1項第6号違反）1件1人
- ・ 利害関係者と共にゴルフをしたもの（倫理規程第3条第1項第7号違反）1件1人

倫理法等に違反した場合の懲戒処分

職員が倫理法等に違反する行為を行った場合の懲戒処分については、規則22-1においてその基準が定められています。

- 同規則では違反行為に応じた懲戒処分の基準として、例えば下表の左欄に掲げる違反行為に対し右欄に掲げる処分を定めており、職員が行った行為の態様、公務内外に与える影響、職員の官職の職責、当該行為の前後における職員の態度等を考慮して、そのうちのいずれかの種類の処分を行うこととしています。

なお、職員が利害関係者から賄賂として供応接待若しくは財産上の利益の供与を受け、又は職員が請託を受けその地位を利用して他の職員に利害関係者から賄賂として供応接待若しくは財産上の利益の供与を受けさせた場合には、その懲戒処分の基準は、免職又は停職とされています。

懲戒処分の基準例

利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること	免職、停職、減給又は戒告
利害関係者から金銭の貸付けを受けること	減給又は戒告
利害関係者から無償で役務の提供を受けること	免職、停職、減給又は戒告
利害関係者から供応接待（飲食物の提供）を受けること	減給又は戒告
利害関係者以外の事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること	減給又は戒告

- 情状により、上記の懲戒処分の基準で定められた懲戒処分より重くしたり、軽くしたり、場合によっては懲戒処分を行わないことができることとされています（ただし、懲戒処分が行われない場合には、通常、矯正措置が行われます。）。

任命権者が職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならないとされています。倫理審査会では、上記規則を踏まえて違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうか判断しています。